

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめ撲滅に向けた未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会(管理職・生活指導主任・学年主任で対策を練る) 必要に応じ SC・SSW と連携

- ・年3回のアンケート及び聞き取り
- ・年3回の研修会
- ・週番の見回り

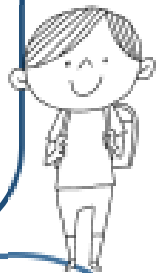
各クラス・全職員

生活指導部に連絡し、学校全体で共有

学年で協議

いじめがあった場合

いじめの発見(児童・保護者・教師の発見)



3 いじめ未然防止のための取組

学級経営の充実

コミュニケーション能力を高める授業を実施したり、「ふれあいアンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。分かる・できる・活かす授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。学年による打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導にあたる。

道徳教育の充実

道徳の時間を通して、児童の自己肯定感を高める。学校の全教育活動を通じた道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。あいさつ運動やふれあい月間は、学校全体で取り組み、道徳の時間であいさつの大切さや言葉の使い方についての教材を取り上げ、指導に生かす。

相談体制の整備

いじめの実態把握アンケート結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、生活指導全体会を行い、共通理解を図る。児童理解を深めるために教職員の研修を行う。「ふれあいアンケート」後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

インターネット等のいじめに対する対策

児童のインターネットに関する使用状況の実態把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなど迅速に対応する。

学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園、保育所、学童保育、児童館と情報交換を行う。中学校とはあいさつ運動等の児童会の活動を共同で取り組む。



#### 4 いじめ早期発見のための取組

##### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育相談室、子ども家庭支援センター、民生児童委員、中学校や児童発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

##### (2) 毎学期「ふれあいアンケート」の実施

毎学期に、「ふれあいアンケート」を実施する。また、「ふれあいアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、保護者との希望制の面談も併せて行う。児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

#### 5 いじめに対する早期対応

いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・副校長に報告し、事実の有無を確認する。

いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、市教育委員会及び警察署等に報告して対応する。

#### 6 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の定義

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

##### (2) 重大事態への対処

いじめられた児童の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

いじめ防止委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。